

ふくしまの産業強化資金融資制度要綱

1 目的

この制度は、本県経済の持続的成長を可能とするため、地域と共に歩む足腰の強い「ふくしまの産業」を支援・強化することを目的とする。

2 方針

- (1) 県は、この制度の適切な運用を図るため、財政資金を取扱金融機関に預託する。
- (2) 取扱金融機関は、預託額の2倍を目標として融資を促進するものとする。

3 要領

(1) 取扱金融機関

県内の普通銀行、信用金庫、信用組合及び株式会社商工組合中央金庫

(2) 融資の対象

県内に事業所を有する中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ）で、次のいずれかに該当する者

ただし、③のウに該当する場合は、県外企業で県内に新たに事業所を設ける中小企業者を含む。

なお、「福島県中小企業制度融資におけるコミュニティビジネス取扱要領」に定めるコミュニティビジネスを営む中小企業者を含む。

① 地場産業又は観光業を営んでいる者

なお、地場産業及び観光業の範囲については、「ふくしまの産業強化資金融資制度取扱要領」に定める。

② 県内に本社機能を有し、県内での業歴が概ね5年以上の者

③ 次のアからウに定める法律に基づく計画の承認又は認定を受け、その事業を開始し、又は開始しようとする者

ア 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）に基づく「経営革新計画」又は「異分野連携新事業分野開拓計画」（改正前の中小企業経営革新支援法に基づく経営革新計画を含む。）

イ 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）に基づく「地域産業資源活用事業計画」

ウ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づく「企業立地計画」又は「事業高度化計画」

- ④ 福島県次世代育成支援企業認証制度要綱に基づく「子育て応援」中小企業認証または「仕事と生活の調和」推進企業認証を受けた者（当該認証を辞退した者または取り消された者を除く。）

(3) 融資の条件

① 資金使途

運転資金、設備資金

② 融資限度額

運転資金 3,000万円

設備資金 5,000万円

③ 融資期間

10年以内（うち据置期間1年以内）

④ 返済方法

分割返済とする。

⑤ 融資利率

要綱3(2)①及び②にあつては、 固定 年2.7%以内

要綱3(2)③にあつては、 固定 年2.2%以内

要綱3(2)④にあつては、 固定 年2.0%以内

⑥ 保証人及び担保

法人、組合の場合 連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。

個人の場合 必要により連帯保証人、担保を徴する。

⑦ 信用保証料

必ず保証協会の保証付きとする。（責任共有制度対象）

福島県信用保証協会が定める基本保証料率に応じて、融資額に対する年間の信用保証料率を下記のとおりとする。

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証協会 基本保証料率 (責任共有保証料率)	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
県制度信用保証料率 (政策目的制度)	1.35%	1.25%	1.10%	0.95%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.35%

ただし、福島県信用保証協会の定めにより、「中小企業の会計に関する指針」に基づいた決算書を作成している中小企業者（会計参与設置会社を含む）については年0.1%、有担保保証は年0.1%、福島県次世代育成支援企業認証制度による認証を受けた中小企業者は年0.05%それぞれ割引いた料率が適用される。

- (4) 融資取扱期間
随時

- (5) 申込み及び報告

融資を受けようとする者は、「ふくしまの産業強化資金融資申込書」（様式）により、取扱金融機関に対して申込みを行うものとする。

取扱金融機関は、すみやかに同申込書及び必要書類を保証協会に提出するものとする。

保証協会は、毎月10日までに前月分の融資実績を知事に報告するものとする。

4 その他

- (1) 知事が必要と認めたときは融資申込者若しくは融資を受けた者又は取扱金融機関若しくは保証協会に対し、所要の調査を行い又は指示することができるものとする。

- (2) 融資原資については、当該年度の予算の範囲内とする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正前のふくしまの産業強化資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正前のふくしまの産業強化資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 改正前のふくしまの産業強化資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正前のふくしまの産業強化資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正前のふくしまの産業強化資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

(様式)

ふくしまの産業強化資金融資申込書

平成 年 月 日

(取扱金融機関)

様

(申込者) 住所

氏名

印

ふくしまの産業強化資金について、下記のとおり申し込みます。

記

企業名	創業年月日	融資金額	融資期間	融資利率
		千円		%

概 要

1 代表者氏名及び生年月日	
2 本社機能を有する事業所の所在地	
3 業種	
4 承認又は認証等の有無	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
有りの場合 (計画、認証制度等の名称)	
(平成 年 月 日付け 承認・認可・認証)	

※ 計画、認証等の名称欄には、「経営革新計画」、「異分野連携新事業分野開拓計画」、「地域産業資源活用事業計画」、「企業立地計画」、「事業高度化計画」、又は福島県次世代育成支援企業認証制度に基づく「子育て応援中小企業認証」、「仕事と生活の調和推進企業認証」のいずれかを記載すること。

※ 承認又は認証等有る場合には当該承認書又は認証書の写しを添付すること。

ふくしまの産業強化資金融資制度取扱要領

1 ふくしまの産業強化資金融資制度要綱における地場産業の範囲については、次のとおりとする。

福島県地場産業振興指針（平成14年3月策定） に示されている地場産業の主要業種	ふくしまの産業強化資金の融資対象とする業種 （）は日本標準産業分類の中分類
食料品・飲料製造業 清酒製造業 味噌・醤油製造業 水産ねり製品製造業 野菜缶詰・野菜漬物製造業 水産加工業 食肉加工業	食料品製造業（09） 飲料・たばこ・飼料製造業（10）
繊維工業 絹人織織物業 ニット製造業 縫製業	繊維工業（11）
木材・木製品製造業	木材・木製品製造業（12）
家具・建具製造業	家具・装備品製造業（13）
土石製品製造業 コンクリート製品製造業 粘土瓦製造業 石材業 石工品製造業	窯業・土石製品製造業（21）
機械金属工業 金属製品製造業 一般機械器具製造業 電気機械器具製造業 輸送用機械器具製造業 精密機械器具製造業	金属製品製造業（24） はん用機械器具製造業（25） 生産用機械器具製造業（26） 業務用機械器具製造業（27） 電子部品・デバイス・電子回路製造業（28） 電気機械器具製造業（29） 情報通信機械器具製造業（30） 輸送用機械器具製造業（31）
プラスチック製品製造業	プラスチック製品製造業（18）
伝統工芸品産業	別表に掲げる福島県指定伝統的工芸品 39品目
特産物	食料品製造業（09） 飲料・たばこ・飼料製造業（10） 繊維工業（11） 木材・木製品製造業（12） 家具・装備品製造業（13） パルプ・紙・紙加工品製造業（14） 窯業・土石製品製造業（21） その他の製造業（32）

別表 福島県指定伝統的工芸品

伝統的工芸品名	市町村名
漆器	
会津塗 ※	会津若松市・喜多方市
陶磁器	
大堀相馬焼 ※	浪江町
会津本郷焼 ※	会津美里町
二本松万古焼	二本松市
田島万古焼	南会津町
会津慶山焼	会津若松市
木工・竹工品	
二本松伝統家具	二本松市
獅子頭	二本松市
会津桐下駄	喜多方市
総桐筆筥	三島町・会津坂下町・喜多方市・会津若松市
雄国の根まがり竹細工	喜多方市
初音	金山町
檜枝岐の山人工芸品	檜枝岐村
仏壇・仏具	
仏壇	二本松市
和紙	
上川崎和紙	二本松市
いわき和紙	いわき市
海老根伝統手漉き和紙	郡山市
諸工芸品	
土湯伝統こけし	福島市
福島だるま	福島市
伝統岳こけし	二本松市
三春駒	三春町・郡山市
三春張子	三春町・郡山市
会津唐人凧	会津若松市・郡山市
白河だるま	白河市
須賀川絵幟	須賀川市
牡丹こけし	須賀川市
赤ペコ	会津若松市
会津天神	会津若松市
起上り小法師	会津若松市
風車	会津若松市
会津絵蠟燭	会津若松市
奥会津編み組細工 ※	三島町
金山漆ろうそく	金山町
つる細工	只見町
日本甲冑	相馬市
いわき絵のぼり	いわき市
織物・染織物	
江戸小紋	須賀川市
会津郷からむし織	昭和村
会津木綿	会津若松市

※印は、国指定伝統的工芸品

2 ふくしまの産業強化資金融資制度要綱における観光業の範囲については、次のとおりとする。

福島県観光振興基本計画（平成14年2月策定） に示されている観光産業の主要業種	ふくしまの産業強化資金の融資対象とする業種 （）は日本標準産業分類の中分類等
旅館・ホテル業	宿泊業（75）
飲食業	飲食店（76）
旅行業	その他の生活関連サービス業（79）
交通運輸業	鉄道業（42） 道路旅客運送業（43） 水運業（45） 航空運輸業（46）
土産品製造・小売・加工業	パルプ・紙・紙加工品製造業（14） その他の製造業（32） 各種商品小売業（56） 織物・衣服・身の回り品小売業（57） 飲食料品小売業（58） 機械器具小売業（59）
その他観光施設等、観光振興に資する業種	博物館・美術館（8213） 動物園・植物園・水族館（8214） 公園・遊園地（805）

3 上記1及び2に掲げた業種のほか、地場産業または観光業に該当すると思われる業種を営む中小企業者からの申込みがあった場合、金融機関または保証協会は、福島県に協議を行うものとする。

附 則

1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正前のふくしまの産業強化資金融資制度取扱要領に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正前のふくしまの産業強化資金融資制度取扱要領に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。